第41期

定時株主総会
招集ご通知

日　時

2026年11月25日（水曜日）
午後４時開会（受付開始 午後３時30分）

場　所

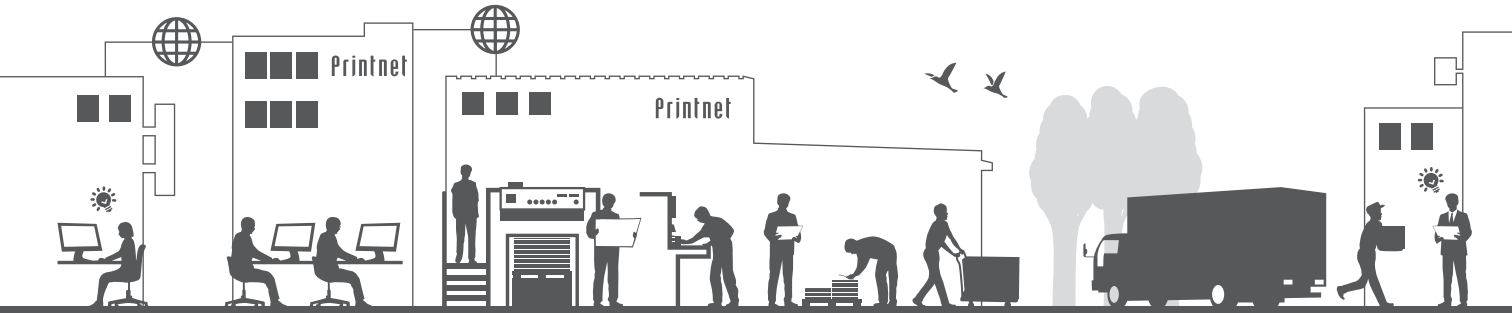
鹿児島県鹿児島市城南町10番７号
プリントネット株式会社
※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

目　次

■ 第41期定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 3
■ 事業報告 …… 5
■ 計算書類 …… 20
■ 監査報告書 …… 23

決議事項

第１号議案　**資本金の額の減少（減資）の件**
第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件**



プリントネット株式会社
証券コード：7805

証券コード　7805
2026年11月６日

株　主　各　位

鹿児島県鹿児島市城南町10番７号
プリントネット株式会社
代表取締役
Ｃ　Ｅ　Ｏ　**小田原　洋　一**

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト　　https://printnet.jp/holders.html

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プリントネット」又は「コード」に当社証券コード「7805」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月25日（水曜日）午後４時（受付開始　午後３時30分）

2．場　　所　鹿児島県鹿児島市城南町10番７号
プリントネット株式会社
※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3．目的事項

報告事項　第41期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

以　上

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、監査等委員会及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件

当社は、資本金の額の減少により、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、2026年８月31日時点の資本金の額は、計算書類に記載のとおり、815,722,400円になります。

（１）減少する資本金の額

資本金の金額815,722,400円を785,722,400円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額である785,722,400円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

（２）減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の金額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。

（３）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2027年２月28日（予定）

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1 再任	小田原（おだわら）　洋一（よういち） （1965年９月23日生）	1984年４月　有限会社秀英社入社 1985年９月　当社入社 1987年７月　当社取締役就任 2005年11月　当社代表取締役社長就任 2022年12月　当社代表取締役会長兼社長就任 2025年11月　当社代表取締役ＣＥＯ就任（現任）	705,100株
2 再任	小田原（おだわら）　一誠（いっせい） （1987年１月13日生）	2013年４月　日本アグファ・ゲバルト株式会社 （現：エコスリージャパン株式会社）入社 2015年１月　当社入社 2019年２月　当社製造部東京西工場長 2020年11月　当社マーケティング室課長 2021年８月　当社執行役員製造本部長 2023年９月　当社執行役員管理本部長（兼）事業戦略本部長 2023年12月　当社執行役員管理本部長 2025年11月　当社取締役ＣＯＯ就任（現任）	12,700株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小田原洋一氏は、当社の主要株主であります。

以　上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．株式会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の継続や金融政策の動向、海外景気の下振れリスクなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

一方で中東情勢やウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの継続に加え、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、物流コストの上昇などにより、事業環境は厳しい状況で推移しております。

当社の当事業年度における売上高は9,076百万円となり前事業年度比137百万円の減収、営業利益は487百万円で前事業年度比76百万円の減益、経常利益は486百万円で前事業年度比78百万円の減益、当期純利益は327百万円で前事業年度比105百万円の減益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ネット印刷通信販売事業におきましては、印刷売上高は8,930百万円（前事業年度比135百万円の減収）、内、大口得意先への印刷売上高は2,455百万円（同191百万円の減収）、大口得意先以外の会員への印刷売上高は6,475百万円（同55百万円の増収）となりました。

また、新規会員数は12,222件であり、１件当たりの新規獲得に係る広告宣伝活動における単価は7,632円となっております。この結果、売上高は8,972百万円（同146百万円の減収）、セグメント利益は733百万円（同12百万円の減益）となりました。

その他の事業におきましては、売上高は104百万円（前事業年度比8百万円の増収）、セグメント損失は33百万円（同34百万円の減益）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、1,251百万円であります。

その主なものは、陸上養殖の養殖システム装置（64百万円）であります。

③　資金調達の状況

当期末借入金総額は1,594百万円で、短期借入金の借入及び長期借入金の借入で前期末と比較して456百万円の増加となっております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第38期 2023年８月期	第39期 2024年８月期	第40期 2025年８月期	第41期 (当事業年度) 2026年８月期
売上高	9,629,680千円	9,306,600千円	9,213,751千円	9,076,536千円
経常利益	689,500千円	456,167千円	565,470千円	486,653千円
当期純利益	419,882千円	210,518千円	433,039千円	327,844千円
１株当たり当期純利益	86.25　円	43.58　円	89.58　円	67.62　円
総資産	7,412,180千円	7,166,930千円	7,488,080千円	7,981,171千円
純資産	3,632,467千円	3,784,451千円	4,170,221千円	4,543,605千円
１株当たり純資産額	750.90　円	781.90　円	861.15　円	930.85　円

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、１株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境につきまして、印刷業界においては、原材料価格の上昇、電子メディア普及による紙媒体需要の低迷や競争激化による利益率の低下が見込まれ、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下で、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

① 印刷材料の購買力の向上

競合企業に対する価格競争力を強化するためには、売上高に対する材料費の比率を引き下げる必要があります。そのためには、当社購買部門における仕入管理の強化及び仕入業者間での適正な競争を促していく必要があります。

② マーケティング力の強化

当社は、自社サイトのさらなる売上増加を目標としており、常に商品構成を意識し、新商品の開発やラインナップの充実に努めております。事業戦略本部内のマーケティング部が中心となり、プロダクト戦略に注力することでマーケティング力のさらなる強化を図っております。併せて広告宣伝活動については、展示会への出展やwebを中心としたプロモーション活動を行っております。

インターネット機能をフル活用し、お客様に興味をもっていただき、ご注文いただく。そして、当社のサービスや品質に対する結果で、リピーターになっていただく。このサイクルを継続及び発展させることで、当社独自のマーケティングを確立し、お客様とともに成長していく仕組みを構築していきます。

③ 人材の育成と確保

当社が将来にわたり、事業を継続させ発展していくためには、多様な専門技術に精通した人材、経営戦略や組織運営といったマネジメント能力に優れた人材の確保、当社の中長期的な成長を支える人材育成を継続的に推進していくことが重要な課題であります。そのため、中間層を中心に総合的な研修制度の導入、ジョブローテーション制度やキャリア支援制度を構築し、社員の定着と育成に努めております。

④　印刷品質のさらなる向上

当社は、2012年７月に一般社団法人日本印刷産業機械工業会（JPMA）が認定する「Japan Color認証制度」による認証を取得しており（東京西工場、九州工場）、精度の高い印刷色を再現することで、品質の安定化を図るとともに、検品体制を強化し、万全の状態で製品をお届けできるよう品質の向上に努めてまいります。

⑤　情報セキュリティ対策の強化

当社は、インターネットを通じて顧客情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策については当社の重要課題と位置付けております。そのため、個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得いたしました。今後も、これらのシステムにおいて運用レベルの向上を図るとともに、内部統制についても引き続き強化してまいります。

⑥　環境、社会への配慮

当社が持続的な成長を目指す上で恒常的な利益の確保も重要ですが、その一方、環境や社会へ配慮することも求められており、対応を進めております。オフセット印刷におけるインキのノンＶＯＣ化については、他社に先駆け2016年10月期からノンＶＯＣインキ（注）を使用しております。

（注）ノンＶＯＣインキ…構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて１％未満に抑えたインキ

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社は、インターネットによる印刷物及び印刷資材の通信販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社	鹿児島県鹿児島市 （登記上の本店所在地）
製造拠点	東京西第一工場（山梨県上野原市） 東京西第二工場（山梨県上野原市） 九州工場（鹿児島県姶良市）

(7) 従業員の状況（2026年８月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268名	12名増	39.1歳	8.6年

事業区分	従業員数
ネット印刷通信販売事業	241名
その他の事業	15
全社（共通）	12
合計	268

（注）１．従業員数は就業従業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。
２．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,124,100 千円
株式会社西日本シティ銀行	269,940 千円
株式会社福岡銀行	106,686 千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	66,668 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　17,500,000株
（2）発行済株式の総数　5,460,400株
（3）株主数　3,861名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
PNコーポレーション株式会社	2,000,000株	39.30%
小田原　洋　一	705,100株	13.86%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	335,900株	6.60%
森　田　樹　里	145,000株	2.85%
金　　大　鉱	89,700株	1.76%
株式会社小森コーポレーション	50,000株	0.98%
岡　野　信　一	40,100株	0.79%
ラクスル株式会社	40,000株	0.79%
株式会社桂紙業	40,000株	0.79%
株式会社紙藤原	40,000株	0.79%
日商岩井紙パルプ株式会社	40,000株	0.79%

（注）１．持株比率については小数点以下第３位を四捨五入しております。
２．当社は自己株式を371,554株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
４．「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式214,500株は、自己株式に含めておりません。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	3,600株	2名

（6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2026年８月31日現在）

地位及び担当	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
代表取締役ＣＥＯ	小田原　洋　一	
取締役ＣＯＯ	小田原　一　誠	
取締役（監査等委員）	佐　藤　清　一	
取締役（監査等委員）	大久保　範　俊	大久保範俊税理士事務所　代表 大久保範俊行政書士事務所　代表 つなぐコンサルタント合同会社　代表社員
取締役（監査等委員）	上　釜　明　大	弁護士法人福元法律事務所所属

（注）１．取締役（監査等委員）佐藤清一氏、取締役（監査等委員）大久保範俊氏及び取締役（監査等委員）上釜明大氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）上釜明大氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）大久保範俊氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、社外取締役佐藤清一氏、社外取締役大久保範俊氏並びに社外取締役上釜明大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

５．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	42,426	41,250	－	－	1,176	2
取締役（監査等委員）（社外取締役）	7,800	7,800	－	－	－	3

（注）1．上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年11月27日開催の第38期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は、１名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年11月27日開催の第38期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。

上記のほか、金銭報酬とは別枠で、2023年11月27日開催の第38期定時株主総会において、株式報酬の額として、年額30,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は、１名です。

3．取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役会において、各取締役の職位、職務内容、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案して、審議の上、報酬額を決定しております。

4．上記のほか、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は200,304千円（取締役１名200,304千円）です。

5．取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬1,176千円であります。

②取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（a）決定方針の決定方法

当社は、役員報酬に関する事項として、当該決定方針等を役員報酬規程に定めており、取締役会にて決議しております。

（b）決定方針の内容の概要

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役会において、各取締役の職位、職務内容、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案して、審議の上、報酬額を決定しております。

（C）当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係

・社外取締役大久保範俊氏は、大久保範俊税理士事務所代表、大久保範俊行政書士事務所代表及びつなぐコンサルタント合同会社代表社員であります。大久保範俊税理士事務所、大久保範俊行政書士事務所及びつなぐコンサルタント合同会社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役上釜明大氏は、弁護士法人福元法律事務所弁護士であります。弁護士法人福元法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 佐　藤　清　一	毎月１回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに、また、監査等委員会のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会においては、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 大久保　範　俊	毎月１回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに、また、監査等委員会のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会においては、税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。
社外取締役（監査等委員） 上　釜　明　大	毎月１回開催される定期取締役会及び臨時取締役会12回のうち11回、また、監査等委員会のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、専門的見地からの意見や助言等を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

監査法人かごしま会計プロフェッション

（注）当社の会計監査人でありました史彩監査法人は、2025年11月25日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任されました。また、同株主総会で新たに監査法人かごしま会計プロフェッションが会計監査人として選任され就任いたしました。

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
15,000	－

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上表の報酬等以外に、当事業年度において、前任会計監査人である史彩監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬741千円を支払っております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査等委員会を置き、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等規程[監査等委員会監査等基準]に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「情報セキュリティ管理規程」「ＩＳＭＳマニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

管理部内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する使用人を配置する。

⑥　⑤の取締役及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該使用人の人事考課、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を得る。

⑦　監査等委員会の⑤の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。

⑧　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を受けることとする。

⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、⑧の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役会は、監査等委員が重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

⑫　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
　当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
イ　「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。
ロ　「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。
ハ　コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。
ニ　新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当社は業務の適正を確保するため、以下の具体的取り組みを行う。
①　当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令遵守上のリスク等について情報の共有を行う。
②　内部監査人が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施する。監査結果については適時、取締役及び監査等委員会に報告する。
③　当社は個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しており、これらにおいて運用レベルの向上を図り、内部統制の強化を行う。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の経営成績及び配当性向等を総合的に考慮した結果、第41期の期末配当につきましては、１株につき13円とさせていただきました。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,074,837**	**流動負債**	**2,960,519**
現金及び預金	1,345,836	買掛金	780,494
受取手形	1,829	短期借入金	1,472,984
売掛金	633,401	1年内返済予定の長期借入金	71,550
商品及び製品	10,274	未払金	258,383
仕掛品	28,575	未払費用	118,527
原材料及び貯蔵品	822,276	未払法人税等	54,594
前払費用	32,721	前受金	6,714
未収入金	197,803	預り金	25,145
その他	3,191	賞与引当金	64,778
貸倒引当金	△1,072	株式給付引当金	25,520
固定資産	**4,906,333**	その他	81,827
有形固定資産	**4,480,722**	**固定負債**	**477,046**
建物	818,691	長期借入金	49,900
構築物	137,207	ポイント引当金	6,956
機械及び装置	1,097,343	退職給付引当金	157,424
船舶	26,699	長期未払金	200,304
車両運搬具	25,141	資産除去債務	5,916
工具、器具及び備品	68,096	その他	56,544
土地	1,265,271	**負債合計**	**3,437,565**
建設仮勘定	1,042,270	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**158,851**	**株主資本**	**4,484,563**
のれん	3,580	**資本金**	**815,722**
商標権	0	**資本剰余金**	**814,006**
ソフトウエア	33,255	資本準備金	795,722
その他	122,015	その他資本剰余金	18,284
投資その他の資産	**266,758**	**利益剰余金**	**3,205,210**
出資金	145	その他利益剰余金	3,205,210
投資有価証券	126,763	圧縮積立金	16,173
破産更生債権等	7,924	繰越利益剰余金	3,189,036
長期前払費用	35,472	**自己株式**	**△350,376**
繰延税金資産	96,045	**評価・換算差額等**	**52,711**
その他	8,332	その他有価証券評価差額金	52,711
貸倒引当金	△7,924	**新株予約権**	**6,330**
		純資産合計	**4,543,605**
資産合計	**7,981,171**	**負債・純資産合計**	**7,981,171**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,076,536**
売上原価		**7,015,656**
売上総利益		**2,060,879**
販売費及び一般管理費		**1,573,869**
営業利益		**487,010**
営業外収益		
受取利息	3,478	
受取配当金	4,354	
受取賃貸料	7,917	
その他	5,897	21,647
営業外費用		
支払利息	17,476	
雑損失	6	
賃貸費用	4,319	
その他	202	22,004
経常利益		**486,653**
特別利益		
固定資産売却益	355	
保険解約返戻金	13,622	13,977
特別損失		
固定資産売却損	303	
固定資産除却損	6,151	6,454
税引前当期純利益		**494,176**
法人税、住民税及び事業税	165,229	
法人税等調整額	1,102	166,331
当期純利益		**327,844**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	815,722	795,722	18,022	813,744	16,385	2,861,191	2,877,577
当期変動額							
当期純利益						327,844	327,844
自己株式の処分			262	262			
株式給付信託に対する自己株式の処分							
圧縮積立金の取崩					△212		△212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	262	262	△212	327,844	327,632
当期末残高	815,722	795,722	18,284	814,006	16,173	3,189,036	3,205,210

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△375,185	4,131,858	32,032	32,032	6,330	4,170,221
当期変動額						
当期純利益		327,844				327,844
自己株式の処分	2,160	2,422				2,422
株式給付信託に対する自己株式の処分	22,649	22,649				22,649
圧縮積立金の取崩		△212				△212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			20,679	20,679		20,679
当期変動額合計	24,809	352,704	20,679	20,679	－	373,384
当期末残高	△350,376	4,484,563	52,711	52,711	6,330	4,543,605

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月14日

プリントネット株式会社
取　締　役　会　御中

監査法人かごしま会計プロフェッション
鹿児島県鹿児島市
指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　　毅　憲
指定社員 業務執行社員　公認会計士　東　　和　宏

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、プリントネット株式会社の2025年9月１日から2026年8月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和５年８月17日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月14日

プリントネット株式会社　監査等委員会

社外取締役（監査等委員）　佐藤清一 ㊞

社外取締役（監査等委員）　大久保範俊 ㊞

社外取締役（監査等委員）　上釜明大 ㊞

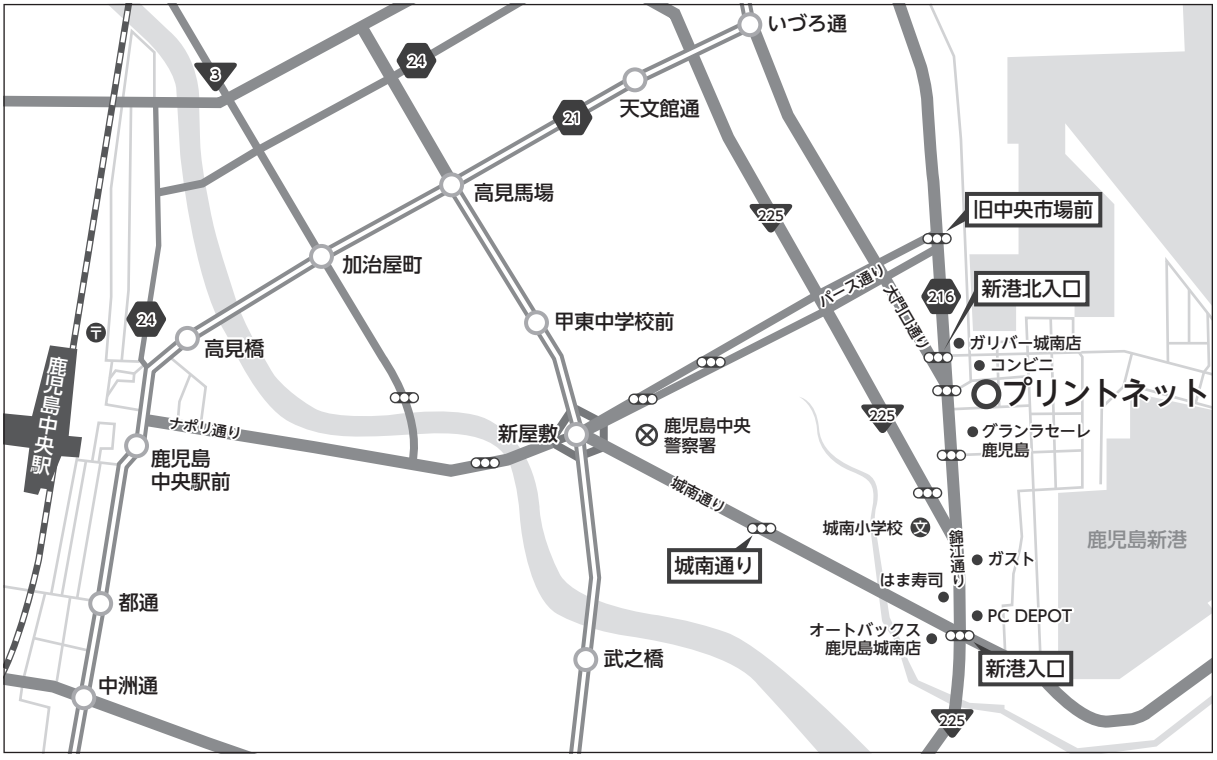
以　上

株主総会会場ご案内図

会場

鹿児島県鹿児島市城南町10番７号
プリントネット株式会社
TEL：050-3734-6495

※ 前回と会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

JR鹿児島中央駅より車で11分(2.2km)
鹿児島市電　いづろ通電停より徒歩13分(1.0km)

プリントネット株式会社
https://printnet.jp

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。